

京労委令和3年(不)第1号

申立人 関西非正規等労働組合

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

答 弁 書

令和3年8月21日

被申立人 特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク

代表理事 藤 喬

京都府労働委員会 御中

第1 変更後の救済内容に対する答弁

棄却を求める。

第2 申立人の主張に対する反論

申立人は、「この申し入れに対し、被申立人は、『5月20日以降で再度調整をさせていただきます』と返答した(甲24)ものの、現在に至るまでその調整結果は申立人に伝えられておらず、第4回団体交渉が開催できない状態が続いている。」と主張している(「請求する救済内容変更の申立書」6ページ)。

しかし、被申立人は、4月29日のメール(甲24)において、申立人からの団体交渉の申し入れを受け入れる趣旨で、申立人との日程調整の提案をしている。ところが、その後、申立人側からは日程調整の提案に対する反応はなく、被申立人からの新たな「解決案」の提示にこだわり、被申立人が5月9日のメール(甲26)において従前どおりである旨説明しても、「早急に解決案をお示してください。そうしないと団交ができません。」と述べている(甲27)。

このとおり、申立人は、被申立人からの新たな「解決案」が示されないかぎり団体交渉できないと述べていたのであり、第4回団体交渉が開催されていないことについて、その責は被申立人に帰するものでないことは明らかである。

その余についての被申立人の主張は、従前のとおりである。

以上